

国民健康保険は、加入者が国民健康保険税を負担することにより、加入者の保険医療費をまかなう相互扶助の制度です。医療の高度化などにより財政状況は厳しくなっており、国民健康保険を持続可能な制度とし、安定した財政運営を行っていくために、国ではさまざまな制度改正が行われています。市でも、この制度改正に沿って順次改正を行っています。 問い合わせ 保険年金課(内線266)

変更点①

医療分の均等割額が25,900円になります



国民健康保険税の「医療分・後期高齢者支援金等分(後期分)・介護分」の3つの区分のうち、**医療分の均等割額を令和4年度に20,000円から25,900円に改正します**。また、令和5年度からは、同均等割額を31,800円に改正します。

	均等割額(加入者1人につきかかる額)			所得割率 (加入者の所得に応じてかかる額)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
医療分 + 後期分 (40歳未満の方または65歳以上の方)	医療分 20,000円	医療分 25,900円	医療分 31,800円	医療分 8.00%
	後期分 9,500円	後期分 9,500円	後期分 9,500円	後期分 1.60%
	計 29,500円	計 35,400円	計 41,300円	計 9.60%
医療分 + 後期分 + 介護分 (40 ~ 64歳の方)	医療分 20,000円	医療分 25,900円	医療分 31,800円	医療分 8.00%
	後期分 9,500円	後期分 9,500円	後期分 9,500円	後期分 1.60%
	介護分 12,500円	介護分 12,500円	介護分 12,500円	介護分 1.42%
	計 42,000円	計 47,900円	計 53,800円	計 11.02%



変更点②

小学校入学前の子どもの均等割額が5割軽減されます **申請不要**



子育て世代の経済的負担を軽減するため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額(低所得者軽減が適用されている世帯については軽減後の均等割額)の5割を減額します。

変更点③

課税限度額が引き上げられます

国民健康保険税額を算出する際の、**世帯課税限度額が改正されました**。

	令和3年度	令和4年度
医療分	63万円	65万円
後期分	19万円	20万円
介護分	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

令和4年度 国民健康保険税の試算例

例 夫41歳・妻38歳・子10歳・子5歳の加入者4名で、夫の前年の所得が400万円(給与収入に換算すると550万円程度)、妻と子は所得なしの世帯は以下ようになります。

	子ども均等割軽減適用後	
	令和3年度	令和4年度
医療分	365,600円	376,200円
後期分	95,100円	90,300円
介護分	63,100円	63,100円
計	523,800円	529,600円

市のホームページで
国民健康保険税の
試算ができます

戸田市国保税試算